

北海道林業労働力確保促進基本計画改正検討懇談会（第1回） 議事概要

1 日時及び場所

令和5年（2023年）3月17日（金）10:00～11:10、Zoomを活用したオンライン開催

2 構成員及び出席者名簿

別紙のとおり

3 議事

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の改正について

4 構成員の主な発言

（1）基本計画の改正案に対する意見

- ア 「ハラスメント防止対策の徹底などをはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進」について、ハラスメント自体はワーク・ライフ・バランスとは直接関係がないため、ハラスメントとワーク・ライフ・バランスを分けて整理すべき。
- イ 緊急時の連絡体制の確保については、小規模事業者であっても、必要な時には確実に連絡が取れる体制を整備することが必要。

（2）各構成員からの情報共有・今後の計画の検討に向けた意見

ア 若い人材の確保について

- ・高校生が就職先に求める条件としては、「コミュニケーションがうまく取れる」が、「休日が多い」や「給料が高い」を上回っており、また、就職時に重視する点としては「会社の雰囲気や従業員の人柄」、「経営者の考え方」を挙げる声が多かった。
- ・若い人材が職場を体験できる機会を提供し、担い手の確保につなげていくことが必要。

イ 担い手不足を見据えた対応について

- ・今後、運材分野で人材の確保が厳しさを増すことが見込まれることから、路網の整備や大規模なストックヤードの確保など、川中から川下も含めて対策を講じる必要がある。

ウ 労働安全の確保について

- ・傾斜地でも使用可能な高性能林業機械の開発をメーカーに要望するとともに、購入・活用するための補助金の拡充などが必要。
- ・労働安全を確保する上で、伐倒技術の向上に向けた取組が必要。

エ 作業の省力化について

- ・下刈りの機械化に向けた実証結果などについて、林業関係者への発信が必要。
- ・種苗分野では、コンテナ苗の普及・拡大に一層取り組んでいくことが必要。

オ 林福連携について

- ・林業と福祉の連携を進めるためには、林業事業体と障がい者のマッチングの機会が必要。

カ 外国人材の適正な受入について

- ・技能実習制度は、労働力の需給を調整する手段ではないことを前提として検討する必要がある。